

平成29年度第2回病院長候補者選考会議議員議事要旨

日 時：平成30年 2月22日（木） 10：00～11：15

場 所：中会議室

出席者：小笠原理事、山田理事、村上委員、大路委員、寺田委員、西村委員、石黒委員、
片岡委員、平井委員

欠席者：永田委員（出張）

陪 席：中尾病院管理課長、植田総務課長、西田課長補佐、富岡課長補佐

1. 第1回病院長候補者選考会議議事要旨について

小笠原議長から、第1回滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議議事要旨について各委員に事前確認した結果、特に修正等の意見が無かったことの報告があった。

2. 病院長候補適任者の推薦状況について

小笠原議長から、病院長候補適任者の推薦は現職の病院長1名であったこと及び推薦書等提出された書類は、各委員に事前確認のため送付したことについて説明があった。

3. 病院長候補適任者の追加推薦について

小笠原議長から、滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考規程第6条において、選考会議は原則複数の病院長候補者を学長に推薦すると規定されていること、滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議規程第6条第5項において、選考会議委員が選考会議に対して候補適任者を推薦することができると規定されていること及び病院長候補適任者の推薦は現職の病院長1名であったことを踏まえ、各委員に追加推薦の有無について事前確認した結果、追加推薦の申出は無かったことの説明があった。

推薦のあった1名について、滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議規程第7条の規定に基づき選考を開始することの可否について確認があり、審議の結果、当該1名について選考を行うこととなった。

4. 病院長候補適任者の選考（書類審査）について

小笠原議長から、資料2-1（病院長候補適任者推薦書）、資料2-2（病院長候補適任者経歴書）、資料2-3（病院長候補適任者調書）について、記載内容の確認があり、審議の結果、特に問題が無いと認められた。

次に病院長候補適任者所信調書（様式第4号）について、前回の病院長候補者選考会議において、所信表明の課題を定めないと、候補者が自身の得意分野しか記載しない懸念が生じるとのことで、議長一任で5項目の課題を定め、各委員にメールにより確認を行って承されたことの説明があった。

引き続き資料2-4（病院長候補適任者所信調書）について、記載内容の確認があり、各委員の意見交換が次のとおり行われ、審議の結果、特に問題が無いと認められ、当該被推薦者を病院長候補適任者として、次回、病院長候補者選考会議において面接を行うこととなった。

- ・提出された書類の内容に問題はない。病院長候補適任者所信調書は、政治家であれば公約であるため、教職員に公開することを検討願いたい。
- ・大学の中期計画との整合性について精査する必要がある。
- ・今回提出された病院長候補適任者所信調書の内容は、現状の説明が大半で、新たな任期2年間のビジョン等があまり記載されていない。病院長として教職員が理解し易い目標等を示す必要がある。
- ・実績の羅列だけでなく、病院長の意向を実践する組織や仕組みを明確にされることが望ましい。
- ・推薦のあった1名は現職の病院長であるため、実質的には再任審査となり、実績の説明となったことはやむを得ない。
- ・滋賀医科大学病院は、同規模の病院と比して人件費の割合が高いとの分析があり、今後、大学執行部と経営面の精査が急務である。
- ・特定機能病院の病院長は、大学の開設者と連携することの方針が厚生労働省から出されており、大学執行部と病院の意思疎通は重要である。滋賀医科大学は現状どおり、病院長を理事とすることが望ましい。
- ・現状までは、学長の任期と同期間、病院長は同一者であった。次期の病院長について検討する必要がある、第4期中期計画の体制作りの準備が必要であることから、今後、役員会等で学長と病院長の立ち位置等を含め議論を進めなければならない。
- ・病院を取り巻く問題は多種多様で急を要することも多い。病院長は日頃から教職員との意思疎通の場を設け、病院のリーダーとしての考えを知らしめること

が必要である。病院運営において、病院長が孤立するようなことが生じないようにする必要がある。

- ・総合大学における病院長の在り方（役割・権限）と単科医科大学の病院長の在り方には、それぞれ長所も短所もある。病院長候補者の選考方法についても、総合大学では教職員へのプレゼンテーション、投票等も行われている。
- ・滋賀医科大学の運営には、病院収入が不可欠なものである。今回の病院長候補者選考を契機に、学長と病院長の役割や病院運営の方向性等を含め組織論を検討いただければ幸いである。

5. 病院長候補適任者の選考（面接）について

小笠原議長から、面接における質問内容を予め確認しておく必要があるとの提案があり、資料2—4（病院長候補適任者所信調書）の確認の際に意見交換したことを踏まえて、審議した結果、次のことを主な質問内容とすることとなった。

- ・滋賀医科大学病院の将来像について
- ・滋賀医科大学病院の経営について

なお、候補者に対して面接の冒頭に10分間程度のプレゼンテーションを実施願うこと及び主な質問内容を通知することとなった。